

カリフォルニア州の温暖化対策法にかかる公聴会

1. 概要

- 1月22日、カリフォルニア州政府内の大気汚染に関する委員会(ARB¹)が、州都サクラメントの同州環境保護庁(Cal/EPA)本部において、「2006年カリフォルニア州地球温暖化対策法」²(以下、「AB32」)にかかる公聴会を開催した³。
- スピーカーは、ARB、Cal/EPA等のカリフォルニア州当局関係者が務め、石油精製業界、電力業界の関連団体およびNGO等の代表等が聴衆として参加した。会場には300人程の参加者が見られた他、盛況により別会場も設けられた。
- 公聴会では、次の2つのセッションが午前と午後に分けて実施された(各セッションの概要は下記2.ご参照)。
 - (1) 温暖化ガス規制の具体化
 - (2) Early Action⁴
- 公聴会全体において、カリフォルニア州の競争力維持、リーケージ対策、追加性の保全について、当局及び聴衆の両サイドが重要視している印象を受ける発言が多くあった。
- 当局の説明によると、民間企業はAB32成立後、温暖化ガス削減の効果的実施のため、経済的、技術的アイデアの提供等により大方協力の姿勢を示している由。また、民間企業の最大の関心は、州内のビジネス環境の予見可能性向上。
- 本公聴会に関するメディアの報道等は、開催日の前後特に見られなかった。

¹ Air Resource Board

² The California Global Warming Solutions Act of 2006 (AB32)

³ AB32は、カリフォルニア州の温暖化ガスの排出量を2020年までに1990年レベルに削減することを定めているが、規制の対象となる排出源、排出規制量の振り分け、排出権取引制度の適用等、大部分の詳細は未定であり、ARBが具体的な規制内容やモニタリング方法を定めることになっている。

⁴ 削減義務が発生する2012年以前に行われる温暖化ガス削減措置。AB32の定める温暖化ガス削減プログラムの開始日は2012年1月1日。それ以前に行われた削減措置はEarly Action等として評価され、その実施者には排出権等のクレジットが授与される見通し。

2. セッションの概要

(1) 温暖化ガス規制の具体化

- ・ カリフォルニア州の温暖化ガス全排出量の内、CO₂ が全体の 83%。また、分野別では第 1 位が輸送(41.2%)、次いで工業(22.8%)、3 位が電力(19.6%)となっている。効果的な州の温暖化ガス規制には、州政府内の関連各当局の協力と、より多くの産業と排出源を対象とした削減プログラムの確立が必要である。
- ・ また 2020 年はゴールではなく、それまでの中長期的な課題を策定し、2020 年以降の削減目標も検討していく必要がある。
- ・ 今後の主なスケジュールは以下の通り。

| | |
|------------------|---|
| 2007 年 7 月 1 日迄: | Early Action として認定される削減措置のリスト発表 |
| 2007 年 第 4 四半期迄: | 排出源にかかる分析 |
| 2008 年 1 月 1 日迄: | 2020 年のカリフォルニア州全体の排出枠(キャップ)決定 主要な排出源に対する排出量報告義務にかかる規則を導入 |
| 2008 年 第 1 四半期迄: | 多様な削減方法の特定 |
| 2009 年 1 月 1 日迄: | 主要な排出源の排出規制にかかる具体案の決定 |
| 2011 年 1 月 1 日迄: | 排出権市場等、代替の削減メカニズム等にかかる条項を含めた削減規則を導入 |
| 2012 年 1 月 1 日: | 温暖化ガス削減プログラムの開始 |

(2) Early Action

- ・ 現段階の主要な Early Action の対象は、乗用車及び特定のエアコンの温暖化ガス排出量削減措置。
- ・ Early Action の対象になる削減措置には、エタノール、バイオディーゼル等の石油代替燃料の使用の他、様々な措置が検討対象。2006 年 3 月にカリフォルニア州当局

が発表した、「Climate Action Team Report」に挙げられる削減措置を土台として、最終的な Early Action のリストを 2007 年 7 月発表予定。

- ・ 本年 3 月 5～7 日に行われる国際シンポジウムは、カリフォルニアの中長期的な温暖化ガス削減に向け、法制、技術、任意プログラム等、様々な温暖化ガス削減方法の特定と情報交換を意図したイベント。国内外からの多様な参加者が期待される。(但し排出権取引については別のシンポジウムでカバー予定であり、対象外。)

以上